平成２８年（フ）第２０３９号
大阪府高槻市津之江町３丁目47番１号
破産者　レイサーブ住宅設備株式会社
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９８号
大阪市住之江区北島２丁目８番16号
破産者　有限会社橋本工務店
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３０号
大阪市中央区南船場４丁目13―11―301
破産者　株式会社アビリティイノベーション
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８２号
大阪府寝屋川市太秦桜が丘33番４号
破産者　株式会社アプライト
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８号
大阪府富田林市小金台２丁目６番５号（202）
破産者　株式会社オネスティ
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
仁川廣域市南洞区南洞西路53番48、前住所大阪府富田林市小金台２丁目６番５号（202）
破産者　鄭　　魯均
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目７番20―203号
破産者　古越　武雄
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1575番地
破産者　株式会社小川一歩堂
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
奈良県橿原市新堂町137番地の４
破産者　堀川運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
香川県善通寺市金蔵寺町字本村1143番地１
破産者　有限会社山善貨物
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７２号
秋田県横手市四日町５番20号
破産者　株式会社アルハード
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８１号
茨城県古河市東山田1815番地の330
破産者　有限会社アジア企画
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３７号
千葉県佐倉市先崎206番地
破産者　岩井美由紀
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４７号
千葉県印旛郡酒々井町ふじき野３丁目17番２号
破産者　有限会社高樹建設
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４８号
千葉県成田市公津の杜２丁目８番地１（ｂａｕ　ｎｅｕｎ　Ｄ号）、開始決定時の住民票上の住所岐阜県養老郡養老町沢田2052番地
破産者　堀江　幸佑
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５７０号
横浜市戸塚区上倉田町498―14
破産者　有限会社横浜カミュー
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３４号
横浜市西区平沼１丁目33番１号日新横浜ビル４Ｆ
破産者　株式会社テンフィート
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３７号
横浜市戸塚区前田町504番地25
破産者　有限会社キングスターズ
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９５号
横浜市港南区港南３丁目３番12号
破産者　株式会社フレンドシップＮＥＯ
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４９号
神奈川県綾瀬市大上６丁目17番13号
破産者　有限会社レアル
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５０号
（最後の住所）神奈川県座間市さがみ野３丁目１番５―301号　サバスさがみ野
破産者　亡山田芳伸相続財産（開始決定時の表示山田芳伸（旧姓飯塚））
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部